

はじめに ~ 安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して ~

1~4ページ参照

国民の共有財産である日本の社会保障制度

○ 1960年代に現行の社会保障制度の基本的枠組みの整備 → 国民の共有財産として、「支え合う社会」の基盤に

○ 社会経済情勢の変化(人口(「胴上げ」→「騎馬戦」→「肩車」型社会)、雇用、家族・地域の変化)
→ セーフティネットのほころび、貧困・格差の拡大など、新たな課題への対応

○ 給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直す必要
給付面: 未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていく
負担面: 年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化
→ 世代間・世代内の公平が確保され、次世代へ引き継げる「全世代対応型」社会保障を構築

・ 国・地方双方が協力しながら推進
・ 社会保障・税番号制度の早期導入

社会保障改革の必要性

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成

○ 社会保障を支える財政
・ 税収で歳出の半分すら賅えないなど厳しい状況
・ 欧州政府債務問題を契機に世界全体で財政懸念
・ 社会保障関係費の相当部分を将来世代につけ回し
・ 毎年1兆円規模の社会保障の自然増が不可避
→ 給付に見合った負担を確保しないまま負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難

○ 社会保障を支える経費を皆で分かち合うために
・ 世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げ
・ 世代内でも、より負担能力に応じて負担を分かち合う仕組みとしていく
→ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、社会保障の給付水準に見合った負担を国民全体で担う
→ 社会保障の機能強化や安定化を図るためにも、安定財源を着実に確保

経済成長との好循環

○ 社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与
○ 医療・介護・子育て分野での雇用創出、ライフイノベーションの推進、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進などにより、経済成長との好循環を実現

○ 「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩

素案に基づく改革への取組

○ 今年度中に税制改正法案を国会に提出 ○ 本素案をもって野党各党に協議を提案し、与野党協議を踏まえ、法案化

社会保障・税一体改革素案の概要（第1部 社会保障改革）

第1章 社会保障改革の基本的考え方

5ページ参照

○ 社会保障の課題

- ・ 人口構成、雇用基盤、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がり
→ 社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が必要
- ・ 若年層の厳しい雇用環境→ 早急な就労支援策、非正規雇用対策が必要
- ・ 日本の最大の資源は「人材」。国民一人ひとりの個性と能力が最大限に発揮できるような社会へ

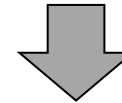
○ 目指すべき社会・社会保障制度

【目指すべき社会】

- ・ 生き方や働き方に中立的で選択できる社会
- ・ 参加が保障され、誰もが居場所のある共生の社会
- ・ 「分厚い中間層」が支える大きな格差のない社会
- ・ 子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会
- ・ 地域で尊厳を持って生きられるような医療・介護の体制が実現した社会

【目指すべき社会保障】

- ・ より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障の実現
- ・ 「全世代対応型」へ転換し、就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援



現役世代、将来世代に持続可能な社会保障制度を引き継ぐ

○ 社会保障の機能強化への取組

安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指し、地方自治体との役割分担・連携を図りつつ、社会保障を機能強化

第2章 社会保障改革の方向性

6ページ参照

- I 未来への投資(子ども・子育て支援)の強化
- II 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化
- III 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)
- IV 多様な働き方を支える社会保障制度(年金・医療)へ
- V 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現
- VI 社会保障制度の安定財源確保

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

1. 子ども・子育て新システム

7~8ページ参照

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設

I 給付設計

- (1) 幼保一体化、(2) 地域型保育給付(新設)、(3) 延長保育事業、病児・病後児保育事業、(4) 放課後児童クラブ、(5) すべての子ども・子育て家庭への支援

II 新たな一元的システムの構築

- (1) 実施主体は基礎自治体(市町村)、(2) 社会全体による費用負担、(3) 政府の推進体制・財源を一元化、(4) 子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議(仮称)の設置

III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

<平成24年度の主な関連施策等>

保育所等の受け入れ児童数の拡大、安心こども基金の延長等、待機児童解消「先取り」プロジェクト、放課後児童対策の充実

2. 医療・介護等①

8~12ページ参照

- どこに住んでいても適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現
- 予防接種、検診等の疾病予防、介護予防を進め、「治す医療」と「支える医療・介護」の双方の実現
- (1) 医療サービス提供体制の制度改革
 - i 病院・病床機能の分化・強化、ii 在宅医療の推進、iii 医師確保対策、iv チーム医療の推進
- (2) 地域包括ケアシステムの構築
 - i 在宅サービス、居住系サービスの強化、ii 介護予防・重度化予防、iii 医療と介護の連携の強化、iv 認知症対応の推進
- (3) その他(外来受診の適正化等、ICTの活用、介護予防・重度化予防等)

<平成24年度の主な関連施策等>

- (1) 診療報酬・介護報酬改定、(2) 医療計画作成指針の改定等
- (3) 補助金等予算措置による取組の推進、(4) 改正介護保険法の施行

3. 医療・介護等②

12~16ページ参照

- 働き方にかかわらず保障の提供、長期高額医療を受ける患者の負担軽減、所得格差を踏まえた財政基盤の強化・保険者機能の強化、世代間・世代内の負担の公平化、といった観点から、医療保険・介護保険制度のセーフティネット機能を強化

- (1) 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など
財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化
- (2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- (3) 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討
- (4) 高齢者医療制度の見直し
- (5) 国保組合の国庫補助の見直し
- (6) 介護1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- (7) 介護納付金の総報酬割導入等
- (8) その他介護保険の対応
- (9) 後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等
- (10) その他効率的で高機能な医療提供の推進
- (11) 総合合算制度
- (12) 難病対策

社会保障・税一体改革素案の概要（第1部 社会保障改革）

4. 年金

16～21ページ参照

I 新しい年金制度の創設

○ 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

II 現行制度の改善

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- (2) 最低保障機能の強化
- (3) 高所得者の年金給付の見直し
- (4) 物価スライド特例分の解消
- (5) 産休期間中の保険料負担免除
- (6) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- (7) 被用者年金一元化
- (8) 第3号被保険者制度の見直し
- (9) マクロ経済スライドの検討
- (10) 在職老齢年金の見直し
- (11) 標準報酬上限の見直し
- (12) 支給開始年齢引き上げの検討
- (13) 業務運営の効率化
- (14) その他（遺族基礎年金、年金事務費等、歳入庁）

引き続き検討

（平成24年通常国会への法案提出は行わない）

5. 就労促進、ディーセント・ワーク

21～22ページ参照

（働きがいのある人間らしい仕事）の実現

- (1) 高齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度
- (2) 非正規雇用問題に横断的に取り組む総合的ビジョン・若年者雇用対策

6. 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

22～23ページ参照

- (1) 社会保障制度における低所得者対策の強化（一部再掲）
- (2) 社会保険の適用拡大（再掲）
- (3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

<平成24年度の主な関連施策等>

- i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実
- ii 生活保護の適正化の徹底

7. 医療イノベーション

24ページ参照

○ 日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出による、健康長寿社会の実現と経済成長への貢献

8. 障害者施策

24ページ参照

○ 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実など

9. 次世代を担う子ども・若者の育成

24ページ参照

○ 教育・訓練環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策

10. 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理

25ページ参照

第1章 税制抜本改革の基本的考え方

26～30ページ参照

1. 税制抜本改革の必要性

(1) 「支え合う社会」の回復

- 社会保障は、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性や、財源が確保された制度へと改革していく必要。
- 「全世代対応型」の社会保障を築き上げるとともに、その財源も幅広い国民が負担を分かち合う仕組みを作る必要。
- 受益と負担の分かち合いにより、「支え合う社会」を回復

(2) 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩

- 財政の健全化は、一刻の猶予も許されない課題。今回の税制抜本改革は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すもの。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化は、新たな成長の基盤を築く意義を有する。
- 2020年度以降の財政健全化目標の達成には、「新成長戦略」や「日本再生の基本戦略」の着実実施と財政健全化に向けた更なる取組が必要。

(3) 税制抜本改革の基本的方向性

(i) 消費税の社会保障財源化

- 高い財源調達力、税収の安定性、特定の者に負担が集中しないこと、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を有する消費税は、社会保障の安定財源としてふさわしい。
- 消費税について、2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に税率を引上げ。
- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化。
- 低所得者にはきめ細かな対策を講じるとともに、番号制度の導入をいらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討。

(ii) 税制全体を通じた改革

- 消費税率の引上げにとどまらず、経済・社会構造と内外環境の変化に対応し、新たな日本にふさわしい税制全体の姿を実現することを目指す。
- 所得税の累進性を高めるとともに、相続税の基礎控除等の見直しを行い、税制全体としての再分配機能の回復を図る。
- 番号制度の導入も展望しつつ、「公平・透明・納得」の3原則を基本とし、公平かつ簡素な税制とする取組を進める。

2. 税制抜本改革の実施と経済への配慮

(1) 税制抜本改革のスケジュール

(2) 経済への配慮

デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策 → 足下の景気は緩やかに持ち直しており、先行きについても、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直しの傾向が続くことが期待



法案提出時点における総合的な判断として、経済状況は好転していくの見通し。

- 附則第104条に従い、本素案に沿った各税目の改正内容・時期を盛り込んだ法案を今年度中に提出
- 法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設ける

(3) 今後の改革の検討

今後5年を目途に、次の改革のための所要の法制上の措置を講じることを今回の改革法案の附則に明記。

第2章 政治改革・行政改革への取組

31ページ参照

議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべき。

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

32～34ページ参照

(1) 消費税

税率の引上げ

- 2014年4月1日より8%、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行う。
 - ※ 今回の改革においては単一税率を維持。
 - ※ 引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。
- 法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

消費税収の社会保障財源化・低所得者対策等

- 消費税収(国分)は法律上は全額社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。
- 消費税収(地方分(現行の地方消費税を除く。))については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。
- 今般の一体改革において盛り込まれた低所得者への年金加算等のきめ細かな機能強化策を着実に実施。
- いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入。
- 再分配に関する総合的な施策までの間の暫定的、臨時的措置として、機能強化策との関係も踏まえつつ、簡素な給付措置を実施。

課税の適正化

- 事業者免税点制度・簡易課税制度については、制度を維持した上で、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直しを行う。

転嫁と価格表示

- 円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていく。
- 「総額表示」の義務付けについては、消費者利便の観点等を踏まえ、維持することを基本とする。なお、価格表示のあり方については、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討。

(2) 消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

- ・ 医療機関等の仕入れに係る消費税→医療保険制度において手当て
- ・ 住宅取得に係る必要な措置についても財源も含め総合的に検討

(3) 消費税以外の消費課税等

- 酒税
類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討。
- 「地球温暖化対策のための税」(石油石炭税の税率の上乗せ)
平成24年度税制改正において、引き続き、実現を図る。
- 燃料課税
温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや24年度改正において石油石炭税の上乗せを行うことも踏まえ、引き続き検討。
- 自動車取得税及び自動車重量税
平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。
- 印紙税
建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討。

2. 個人所得課税

34～37ページ参照

(1) 基本的考え方

- 所得税については、高い所得階層に負担を求めるなど、所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要。

(2) 税率構造

- 現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける。（平成27年分の所得税から適用。）

(3) 金融所得課税

- 現行法令どおり、平成26年1月から10%軽減税率を20%の本則税率とし、「日本版ISA」を導入。
- 平成26年1月から20%の本則税率となることを踏まえ、25年度税制改正で公社債等に対する課税方式の変更・損益通算範囲の拡大を検討。

(4) 諸控除

- 扶養控除、配偶者控除、給与所得控除などについて、関連する社会保障制度の内容や、社会経済状況の変化などを踏まえて更に検討。

(5) 高齢者・年金に対する課税

- 今後の年金制度改革の方向性も踏まえ、公的年金等控除の見直しのほか、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しなど、年金課税のあり方を検討。

(6) 個人住民税

- 税率構造については、過去の見直しの経緯等を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討。
- 諸控除等の見直しについては、「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除等の見直し等にも留意しつつ検討。
- 現年課税化については、番号制度導入の際には、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討。

3. 法人課税

37ページ参照

- 復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討。

4. 資産課税

37～38ページ参照

- 格差固定化の防止、若年世代への早期資産移転の観点から以下の見直しを行う。
 - ・ 相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ）等
 - ・ 贈与税の緩和（子や孫への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和等）
- 事業承継税制について、上記の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行う。

5. 地方税制

38ページ参照

- 地域主権改革の推進・社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。
- 地方法人特別税・地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

6. その他

38～39ページ参照

社会保障・税番号制度

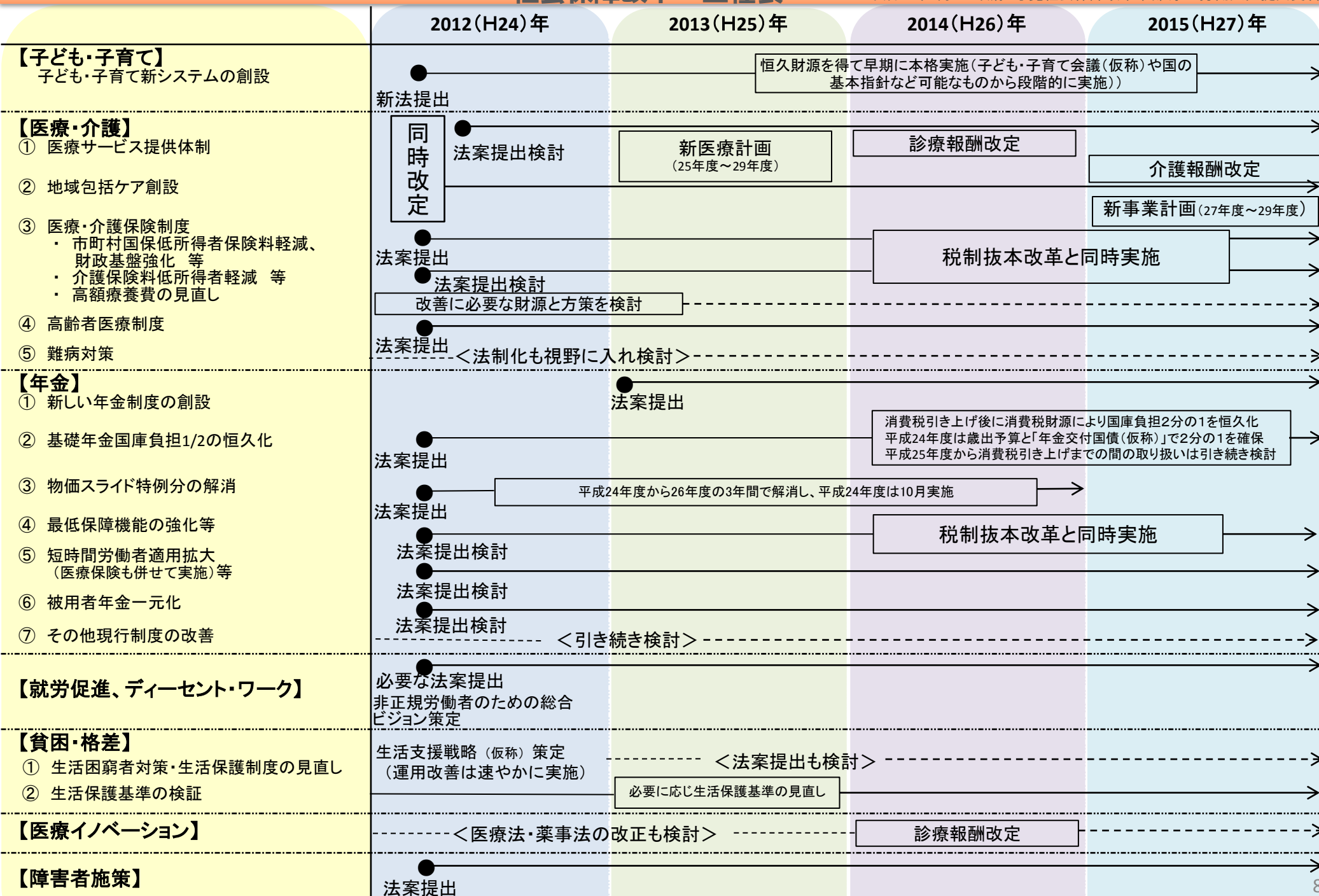
- 平成24年通常国会に提出予定の「マイナンバー法」の整備法において、税務分野における番号制度の適正利用のための所要の措置を講ずる。また、納税者利便の向上策等につき引き続き検討。

国際課税・国際連帯税

- 国際課税については、国際的租税回避の防止や投資交流の促進等の基本的考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応。
- 国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組みを踏まえ、今後、真摯に検討。

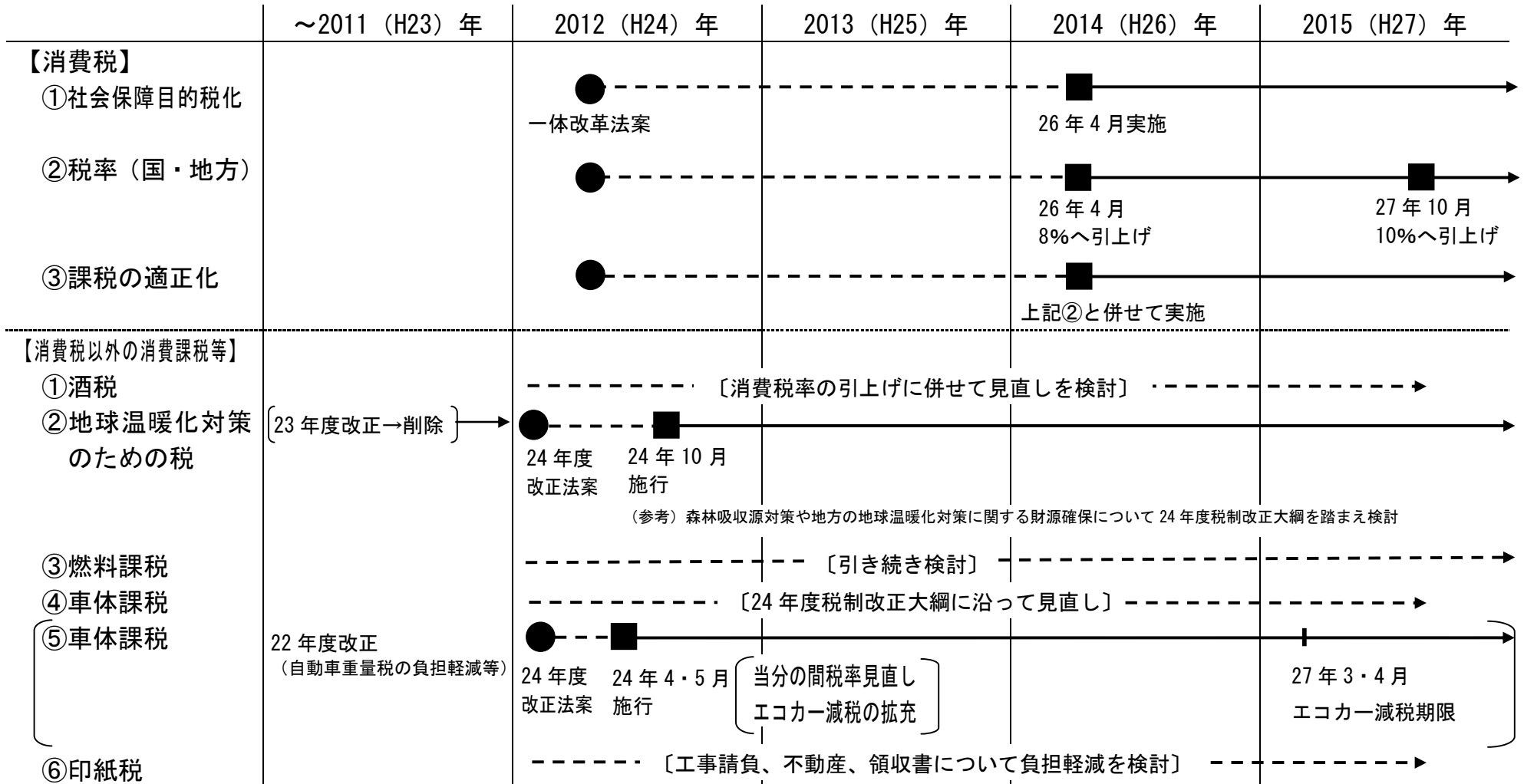
社会保障改革 工程表

平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部 厚生労働大臣提出資料



税制抜本改革のスケジュール

社会保障・税一体改革素案【別紙1】(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)



	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
【個人所得課税】					
① 税率構造		● 一体改革法案			■ 27年1月施行
② 金融所得課税	● 23年度改正 (26年1月から本則税率化)		〔26年1月～の本則税率化を前提に公社債の課税方式・損益通算検討〕	■ 26年1月 本則税率 (20%)	
③ 諸控除					
a) 給与所得控除の上限設定	〔23年度改正→削除〕	● 24年度改正法案	■ 25年1月施行		
b) 上記以外	22年度改正 (年少扶養控除廃止等) 〔23年度改正→削除 (成年扶養控除縮減)〕		〔社会保障改革の内容等を踏まえながらあり方検討〕		
④ 高齢者・年金に関する税制			〔年金制度改革を踏まえ検討〕 (注) 新しい年金制度の創設については、「平成25年の国会に法案を提出」とされている。		
【法人課税】					
法人実効税率	23年度改正等 〔実効税率5%引下げ 及び復興財源確保法〕 ●	24年度～ 実効税率5%引下げ	―― 復興特別法人税 (～27年度) ――		27年度～ 実効税率5%引下げ実現 〔雇用と国内投資拡大の観点から、今般の引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税について引き続き検討〕
【資産課税】					
① 相続税・贈与税の見直し	〔23年度改正→削除〕	● 一体改革法案 〔23年度改正と同内容〕			■ 27年1月施行
② 事業承継税制		〔見直し検討〕			■ 上記①と併せた施行
【地方税制】					
地方法人特別税・ 地方法人特別譲与税			―― 〔一体改革に併せて抜本的に見直し〕 ――		
【その他】					
社会保障・税番号制度		● 番号 (マイナンバー) 法案 ・ 同整備法案		■ 26年中 「番号」を交付	■ 27年1月 「番号」の利用開始

(参考1) 上記の税制改革にあわせて、第2部第2章に記述している政治改革・行政改革への取組を進めていく。

(参考2) 東日本大震災からの復旧・復興財源を確保する観点から、上記の法人課税に係る措置のほか、個人所得課税について以下の措置が講じられている。

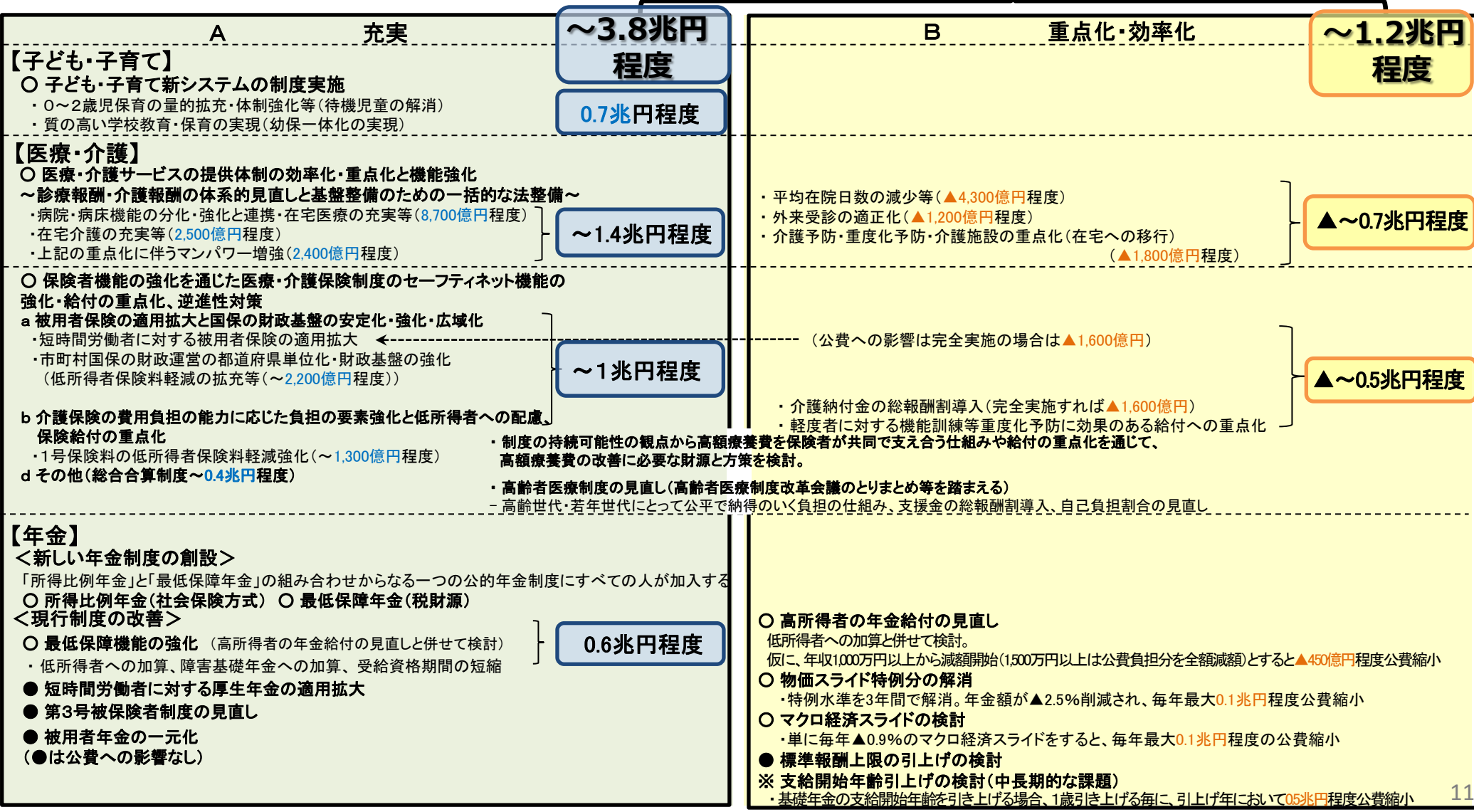
- ・ 復興特別所得税 (平成25年～平成49年。所得税額の2.1%)
- ・ 個人住民税均等割の引上げ (平成26年6月～平成36年5月。年1,000円。)

社会保障の充実と重点化と効率化

■ 社会保障の機能強化を行うため、充実と併せて重点化や効率化も検討

主な改革検討項目

2015年度の所要額（公費）合計 = 2.7兆円程度（～3.8兆円程度 - ～1.2兆円程度）



数値で見た主なサービスの拡充

【子ども・子育て】

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所持機児童の解消

	平成22(2010)年	⇒	平成26(2014)年
○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)	215万人	⇒	241万人
(3歳未満児の保育サービス利用率)	(75万人(23%))	⇒	(102万人(35%))
○延長等の保育サービス	79万人	⇒	96万人
○認定こども園	358か所(2009年)	⇒	2000か所以上
○放課後児童クラブ	81万人	⇒	111万人

※平成29年(2017年)には118万人(44%)

地域の子育て力の向上

	平成22(2010)年	⇒	平成26(2014)年
○地域子育て支援拠点事業	7100か所 (市町村単体分含む)	⇒	10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	637市町村	⇒	950市町村
○一時預かり事業	延べ348万人(2008年)	⇒	延べ3952万人

【医療・介護】

	平成23(2011)年度		平成37(2025)年度	
【医療】	病床数、平均在院日数	107万床、19～20日程度	【高度急性期】	22万床 15～16日程度
			【一般急性期】	46万床9日程度
			【亜急性期等】	35万床 60日程度
	医師数	29万人	32～34万人	
看護職員数	141万	195～205万人		
在宅医療等(1日あたり)	17万人分	29万人分		
【介護】	利用者数	426万人	641万人(1.5倍) ・ 介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・ 入院の減少(介護への移行):14万人増	
	在宅介護	304万人分	449万人分(1.5倍)	
	うち小規模多機能	5万人分	40万人分(8.1倍)	
	うち定期巡回・随時対応型サービス	—	15万人分(—)	
	居住系サービス	31万人分	61万人分(2.0倍)	
	特定施設	15万人分	24万人分(1.6倍)	
	グループホーム	16万人分	37万人分(2.3倍)	
介護施設	92万人分	131万人分(1.4倍)		
特養	48万人分(うちユニット12万人(26%))	72万人分(1.5倍)(うちユニット51万人分(70%))		
老健(+介護療養)	44万人分(うちユニット2万人(4%))	59万人分(1.3倍)(うちユニット29万人分(50%))		
介護職員	140万人	232万人から244万人		
訪問看護(1日あたり)	29万人分	49万人分		